



許可番号第05160004748号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優
良

住 所 札幌市中央区北1条東15丁目140番地
 名 称 株式会社公清企業
 代表取締役 福田 年勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 令和5年 7月 1日
 許可の有効年月日 令和12年 6月30日

1 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

- ア 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
 - イ 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
 - ウ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
 - エ 感染性産業廃棄物
 - オ 特定有害産業廃棄物
 - (ア) 廃水銀等
 - (イ) 廃石綿等
 - (ウ) その他の特定有害産業廃棄物 (詳細は裏面参照)
- (2) 積替え又は保管の有無 有
- ① 廃バッテリー (上記(1)イに限る。)

2 積替え又は保管に関する事項

場 所	面積	保管上限	高さ	産業廃棄物の種類
東区中沼町45番地23	13.4m ²	15t	屋内	廃バッテリー (上記1(1)イ)

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成 5年 7月 1日 新規許可
 平成 7年 12月 1日 変更許可 (廃アルカリ、その他の特定有害産業廃棄物、積替え保管の追加)
 平成 10年 7月 1日 更新許可
 平成 15年 7月 1日 更新許可
 平成 20年 7月 1日 更新許可
 平成 25年 7月 1日 更新許可
 平成 28年 4月 1日 変更許可 (廃水銀等の追加)
 平成 30年 7月 1日 更新許可
 令和 5年 7月 1日 更新許可
 令和 5年 12月 19日 変更届 (積替え保管場所の変更)

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

事業の範囲(特定有害産業廃棄物)

有害物質	産業廃棄物の種類						
	鉛 ざい	ばい じん	燃え 殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀及其化合物を含むもの	○	○	×	×	○	○	○
カドミウム及其化合物を含むもの	○	○	○	×	○	○	○
銻及其化合物を含むもの	○	○	○	×	○	○	○
有機銅化合物を含むもの	×	×	×	○	○	○	○
六価クロム化合物を含むもの	○	○	○	○	○	○	○
砒素及其化合物を含むもの	○	○	○	×	○	○	○
ジアン化合物を含むもの	○	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレンを含むもの	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレンを含むもの	○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタンを含むもの	○	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素を含むもの	○	○	○	○	○	○	○
1・2-ジクロロエタンを含むもの	○	○	○	○	○	○	○
1・1-ジクロロエチレンを含むもの	○	○	○	○	○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレンを含むもの	○	○	○	○	○	○	○
1・1・1-トリクロロエタンを含むもの	○	○	○	○	○	○	○
1・1・2-トリクロロエタンを含むもの	○	○	○	○	○	○	○
1・3-ジクロロプロパンを含むもの	○	○	○	○	○	○	○
テトラメチルチラムジスルフィド(チラム)を含むもの	○	○	○	○	○	○	○
2-クロロ-4・6-ビーストリアジン(シマジン)を含むもの	○	○	○	○	○	○	○
S-4-クロロベニル=N・N-ジエチルオカルバム(チオベニル)を含むもの	○	○	○	○	○	○	○
ベゼンを含むもの	○	○	○	○	○	○	○
セレン及其化合物を含むもの	○	○	○	×	○	○	○
ダイオキシン類を含むもの	×	×	×	×	×	×	×

※ 上表の産業廃棄物の種類欄の産業廃棄物で、有害物質欄の物質を環境省令で定める基準を超えて含むものを特定有害産業廃棄物という。

※

書換交付 令和 5年12月25日	
事由	積替え保管場所の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求することができます。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。